

名主交替に関する文書を読む

1 林家文書について

(1) 林家について

- ・林家の出身については未詳であるが、神拝式并御免許願いの際の当家由緒によれば、「先祖民部（信興）義、信濃国小県郡林郷」（現上田市林之郷カ）より、文亀年間（1501～1503）赤尾村へ移住、村方開発をおこない、代々里正となったとある（No. 7670）。また、天保2（1831）年の『林本家記録帳』に収録された林家系図（CH林家1）も、「古伝曰、信濃国より当村ニ移住」したとあり、その時「産神諏訪上・下御石持来たり」と記され、現在もその石が大切に保存されている。
- ・林家は3代信正（凶書）以来、代々赤尾村下分の名主を勤め、11代幸蔵（佐伝治）の代、文化元（1804）年に名主として功を賞され、苗字も差免され、また退役時には酒代式百疋も差遣されている（No. 3135・No. 3136）。また、12代信豊（半三郎）も「度々出水之所、村方極難之者共へ食物差遣、加之水難ニ付其身江被下候御手当金橋入用除遣候旨、奇特之事」として苗字御免を受けている（No. 3137）。赤尾村は、越辺川通りに位置することから、度々洪水に見舞われ、名主として代々治水に努力していたことがうかがえる。13代信海（半三郎）も治水、殖産にその業績をあげ、安政元（1854）年に頭取名主格に仰付けられている（No. 2487）。
- ・当館に林家文書は、10,321点収蔵。

(2) 13代信海について[林 信海（1804～1862）]

- ・信海は19年にわたり名主を勤め、桜園と号し、その居宅を茅子舎または菽廼舎と称した。親類にあたる井上淑蔭（いのうえよしかげ）とは同年の生まれで、共に清水浜臣の門人となり国学と和歌を学んだ。殊に和歌への傾倒が深く、「咏草」などの歌集のほか、旅行記などにも多くの和歌が歌い込まれている。愛剣家でもあり、文武両道に秀でていたと伝えられている。安政6年の出水時には、越辺川に面した赤尾村は深い所で5尺5寸程（約1.66m）床上浸水があり、信海はその様子を絵に描かせた。

○展示 平成30年10月23日～平成31年1月20日

「埼玉の人物 農村の国学者と歌人 井上淑蔭と林信海」（於：県立歴史と民俗の博物館）

2 赤尾村について

(1) 埼玉県坂戸市赤尾

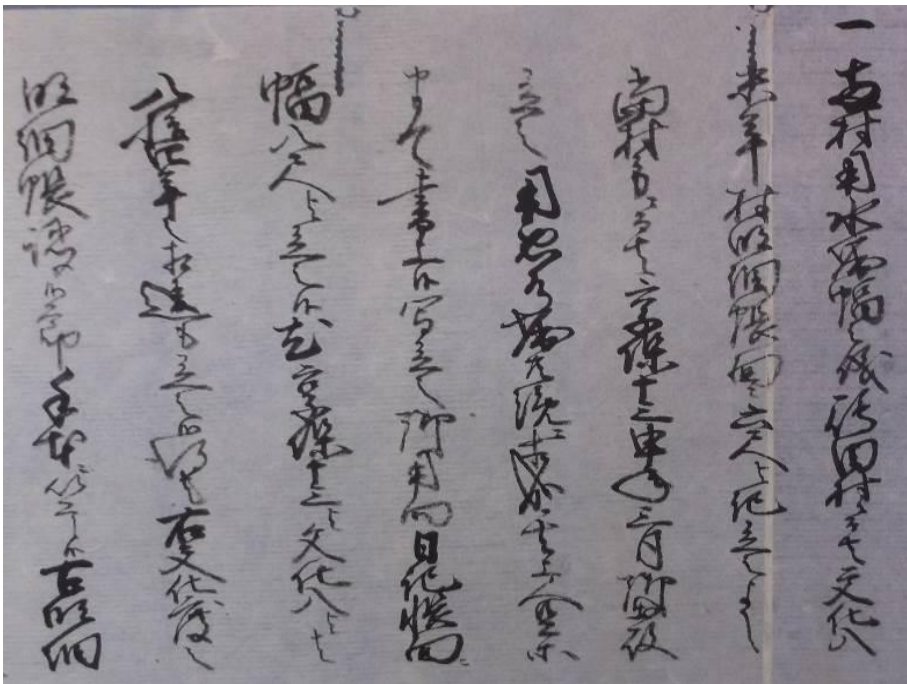
- ・赤尾村の歴史は古く、慶長2（1597）年の検地帳が現存するうえ、既に鎌倉時代から開発が進められていたと考えられる。当村は、もと幕府直轄領であったが、旗本大久保氏と川越藩との相給となり、後に全村川越藩領へと推移した。その中で、林家は代々赤尾村下分の名主を勤めていた。

(2) 赤尾村と水をめぐり争い

- ・洪水などによる被害は、年貢徴収に影響を及ぼすばかりでなく、その救済や復旧事業は幕府や藩の財政にも大きな負担となった。また、農民自身にとっても日々の生活に直接関わってくる問題であった。このため、河川の改修と水堤防の整備等は重要な事業として取り組まれ、時には、幕府や藩と村の間、また関連する村と村の間でその負担をめぐって、盛んなやりとりや対立があった。
- ・現在のように用排水が整い、その上ポンプ場が普及している時代とちがって、農民

にとって用水は年貢完納の基礎であり、生死にもかかわる「命の水」であったため、水田地帯の水争いは、いわば年中行事にも似た問題であった。

- ・嘉永6（1853）年に水車仕立に関する争いが起きている。林家文書「島田当村用水一件之覚」（No. 6132）が、名主半三郎によって書かれている。この発端は、75年前の安永7（1778）年6月に、島田村から赤尾村役人への「一札之事」からはじまっている。それには、『この度新規に水車を仕立てるが、用水堀の外へは水を落とすことはしないが、この後何か赤尾村に差し障りのあった場合は、いつなりともお差図次第で水車を止める。万一何か問題が起きても、赤尾村へ少しの苦勞もかけることはしない』と、名主・組頭から赤尾村役人に一札を入れている。
- ・また、赤尾村と島田村とで費用を分担して島田堰を設置し、用水を引いていたが、この用水をめぐる島田村などとの対立もしばしば見られた。同じく嘉永6年には、島田村と用水堀の幅をめぐる対立した。この対立では、島田村は文化8（1811）年の村明細帳を根拠に、用水堀の幅を6尺（約1.81m）と主張し、赤尾村は享保13（1728）年の御用向日記帳を根拠に8尺（約2.42m）を主張した。つまり島田村より下流域にある赤尾村が自村への用水量を少しでも増やそうと、8尺幅の用水幅を主張したわけであるが、このようなどころにも、当時の農民の農業用水に対する執念を読み取ることができる。



一両村用水堀幅之儀嶋田村ニ而は文化八
未年村明細帳面二六尺と記有之よし
当村方ニ而は享保十三申年三月御出役
有之用水堀共浚ニ相成其上人足等
まて書上候写有之御用向日記帳面ニ
幅八尺と有之候尤享保十三と文化八とは
八拾四年之相違も有之候得は右文化度之
明細帳認メ候節手本ニいたし古明細

「乍恐以書付奉願上候(島田・赤尾村用水堀一件)」(No. 3454)